

役員等の選任に関する規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本ろう者テニス協会（以下「本協会」という。）の理事および監事（以下、総称して「役員」という。）の選考に関する事項を定め、役員の適格性と多様性を担保することを目的とする。

第2条（役員選考委員会）

1. 本協会は、前項の目的を達成するため、役員選考委員会を設置する。
2. 役員選考委員会の業務は、以下のとおりとする。
 - (1) 理事候補者の選出
 - (2) 監事候補者の選出
 - (3) その他、役員を選考に関する一切の事項
3. 役員選考委員会の委員は、理事会の決議により、以下のとおり構成される。ただし、現職の役員が委員の過半数とならないよう努めなければならない。
 - (1) 理事1名
 - (2) 監事1名
 - (3) 有識者数名
 - (4) 社員数名
4. 本協会は、理事のうち、外部理事の割合を25%以上、女性理事の割合を40%以上とすること、およびその他理事の多様性を確保することを目標とする。
5. 役員選考委員会は、次条に定める条件に従い、前項も十分考慮した上で、役員候補者を選出しなければならない。

第3条（役員の場合）

1. 理事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 就任時に満70歳未満であること
 - (2) ブロックの役員を2年以上務めた者
 - (3) 遵法守精神に富んでいること
 - (4) 1年度内の理事会に、おおむね三分の二以上出席できること
2. 監事は、原則として、以下の条件を全て満たす者でなければならない。
 - (1) 就任時に満70歳未満であること
 - (2) 会計について一定程度の知識を有していること
3. 役員の場合の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 理事について、その任期は原則として通算で10年を超えることはできないが、以下のいずれかに該当すると認められる場合、当該理事の在任期間が10年に達してから

最長で2期に限り、理事として選任されることができる。

- (1) 当該理事がIFの役職者である場合
- (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠であると認められる特別な事情がある場合

第4条（補足）

本規程に定めのない事項については、定款の規定が適用される。

第5条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。